

## 基本計画部会第1WGの審議状況について（報告）

（第1回会合～第2回会合）

## 基本計画部会第1ワーキンググループ 構成員名簿

(50音順・敬称略・◎座長)

伊藤 章 株式会社荏原製作所取締役執行役員  
技術・研究開発統括部長

大橋 正 財団法人厚生統計協会事務局次長兼総務部長

大守 隆 UBS証券会社チーフエコノミスト (統計委員会委員)

須々木 亘平 東京都下水道サービス株式会社専務取締役

竹村 彰通 東京大学情報理工学系研究科教授

永山 貞則 日本統計協会顧問

森 博美 法政大学経済学部教授

山本 領 財団法人全国米穀取引・価格形成センター副会長

◎ 美添 泰人 青山学院大学経済学部教授 (統計委員会委員)

## 第1WGの検討スケジュール

- 第1回 2月5日(火) 14:00~16:00
- ・ 会議の運営等について
  - ・ 第1ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方
- 第2回 2月26日(火) 14:00~16:00
- ・ 統計に関する国際比較
  - ・ ヒアリング等①
  - ・ 基幹統計の考え方について
- 第3回 3月7日(金) 14:00~16:00
- ・ ヒアリング等②
- 第4回 3月26日(水) 14:00~16:00
- ・ 個別事項検討 第1ラウンド①  
(統計ニーズの把握方法、基幹統計の指定基準の明確化)
- 第5回 4月7日(月) 15:00~17:00
- ・ 個別検討事項 第1ラウンド②  
(統計調査の整理合理化の考え方、統計の評価、統計基準の設定)
- 第6回 4月21日(月) 15:00~17:00
- ・ 個別検討事項 第1ラウンド③  
(統計リソースの有効活用等)
- 第7回 5月9日(金) 15:00~17:00
- ・ 個別検討事項 第2ラウンド①  
(重要事項、基本計画部会指摘事項等の検討)
- 第8回 5月19日(月) 15:00~17:00
- ・ 個別検討事項 第2ラウンド②  
(重要事項、基本計画部会指摘事項等の検討)
- 第9回 6月6日(金) 15:00~17:00
- ・ 部会報告の審議①
- 第10回 6月20日(金) 15:00~17:00
- ・ 部会報告の審議②
- 第11回 7月7日(月) 15:00~17:00
- ・ 予備日①
- 第12回 7月28日(月) 15:00~17:00
- ・ 予備日②

## 基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

- 1 日時：平成20年2月5日（火）14:00～16:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室
- 3 出席者：  
（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、永山委員、森委員、山本委員  
内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農  
林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府  
  
（事務局）中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）他
- 4 議事次第（1）会議の運営等について  
（2）第1ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方  
（3）その他
- 5 議事概要  
中島室長及び貝沼政策統括官からの挨拶の後、事務局より資料に基づきワーキンググループの設置  
と運営方法等について説明。

続いて行われた自由討議における各分野毎の主な意見は以下のとおり。

### 統計整備の考え方関係

（統計ニーズの把握方法）

- ・学会から利用者側としてこういう統計が欲しいという要望はあり、政府全体としてニーズを把握することが必要。
- ・かつて経済関係でOTOを作って関係省庁と要望対応を処理したことがあった。ニーズ把握は各省任せでは駄目で、政府全体として定期的に意見を聴く仕組みが必要。
- ・政府統計全体の要望把握は委員会に専門部会を置き、そこでヒアリングすればいい。各省におけるニーズ把握については、各省毎にその程度も違うので何らかの指針があればよいのではないか。
- ・インターネットを活用する等、より多くの意見を集めることが必要。また、意見を聴くだけでなく、実現できる仕組みが必要。プロジェクト方式等を活用しフレキシビリティのある人員配置が必要。
- ・経験上、色々なニーズは出てくると思うが、それを1つの統計にするのはエネルギーがいる。ニーズ把握の仕組みができた途端に実現を期待される。体制が整う前にニーズ把握方法の議論が先行するのはどうか。
- ・国民のニーズを掴むのは統計を良くするための課題。例えば、SNA に対しては業態変化が激しい中で公表の早期化のニーズがあり、そのための組織作りが必要。
- ・各省横断的な要望への対応は必要で、何を各省で対応し、何を本部で対応するかの交通整理が必要。また、フィードバックも必要。

（基幹統計の指定基準の明確化）

- ・この課題については、次回議論することとしたい。

#### (統計調査の整理合理化の考え方)

- ・整理合理化が目的になってはいけない。整理合理化は、統計ニーズと国民負担のバランスの中で統計の体系化や効率化を図ることが目的でなされるべきでこの点を明確にするべき。
- ・アメリカのPaperwork Reduction Actでは行政報告全体が削減の対象だが、米国労働省の例では行政報告の中で統計に要している時間は1%未満である。日本で同様の取組をするには、統計以外の報告を含めた総合的な検討が必要であることから、統計審議会当時には、統計部局だけでは議論できないという結論になった。統計の整理合理化は良い統計を作成するためにも、報告負担を軽減するという点にある。

#### (統計の評価)

- ・EUでは各統計組織で相互に評価している。我が国では、政府全体としてどのように考えるか。
- ・SNAは国際的基準があり、日本がこれにどれだけ対応できているかは評価基準になる。国際的基準に合わせても社会の変化はもっと激しいが、我が国の場合リソースが足りないの、これに対応できていない。評価し放しではなく反映させることが重要。
- ・昨今の統計環境の悪化等を踏まえると、統計の品質確保が重要。項目として挙がっていないが、この統計評価の範疇で議論するのか。

#### (統計基準の設定)

- ・経済変化の中で適切な分類基準を使わないと、現実の産業構造や産業業態が分からない。
- ・アメリカのeconomic censusでは、行政記録まで活用し、母集団レジスターを精緻化している。

#### (全体を通じて)

- ・分散型統計機構を当面の前提としつつも、司令塔機能、総合調整機能のあり方について議論すべき。

#### 統計リソースの有効活用等関係

- ・イギリスのGSSは統計職員を一括採用して各省に派遣している。分散型統計機構の中で人的資源を有効活用する仕組みについては、海外の例も大いに参考になる。統計の専門性は他の職員と違うので専門性を活かした人事配置をすべきである。
- ・各省それぞれ人事があるので当面は個別省庁間で人事交流を進めるべき。各省が優秀な人材を出し、出向経験が本人のキャリアにもなることが必要。政府全体で一括してというのは各省人事との関係を詰めないと統計分野だけが浮かび上がってしまう。
- ・海外では統計職員 (statistician) と一般職員は明確に分かれている。特殊な専門性を持った集団が必要という認識が必要である。
- ・行政官としてゼネラリストが望ましいという面と、ある分野のスペシャリストが必要という両面を考える必要があり、統計だけでなく、公務員制度全体として考えるべき。
- ・今の人事制度を前提に考えるべきか、それとも今後の人事制度のあり方まで考えるのか。
- ・公務員制度に関しては統計職員の処遇の範囲で検討するが、それを超える議論はWGの課題ではないと考えている。
- ・統計の観点から見たとき、公務員制度はかくあるべきというのは言うべき。
- ・どうやって人材確保し充実させるべきかは基本計画のトップに挙げるべき重要な課題。
- ・研修方針策定という問題が小さく捉えられてしまう。それよりはキャリアパスまで含めた議論を考えるべき。

6 次回以降の日程（予定）

2月26日（火）、3月7日（金）、3月26日（水）

4月7日（月）、4月21日（月）、5月19日（月）

6月6日（金）、6月20日（金）、7月7日（月）、7月28日（月）

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日時：平成20年2月26日（火）14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第7号館12階 共用第2特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員  
（審議協力者）島村史郎氏（icons国際協力株式会社相談役）

内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府

（事務局）中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）他

- 4 議事次第
- （1）諸外国における主要な統計について
  - （2）有識者ヒアリング
  - （3）基幹統計の考え方について
  - （4）その他

5 議事概要

### 議題1：諸外国における主要な統計について

総務省政策統括官室から、資料1に基づき諸外国における重要な統計の指定の状況等について説明。

### 議題2：有識者ヒアリング

島村氏から、「我が国統計のあり方について」の意見の表明。

- その概要は以下のとおり。
  - ・ 日本の統計は、以前は、諸外国の手本となっていたが、近年は相対的に水準が低下していると認識。
  - ・ EUにおいて、Eurostatを中心とした統計の水準向上が顕著。Eurostatの決定事項は、イギリス、フランス、スペイン、ポルトガル等を通じて、旧植民地諸国にまで普及。またEurostatとアメリカの統計当局や国連統計局との連携も緊密である。一方、日本はEurostat等諸外国の統計機関との連携が不十分など、孤立化していると認識。
  - ・ 我が国の統計の在り方の検討に当たっては、①統計白書の作成、②統計体系の研究、③統計専門家の育成、④統計機関内の研究組織の整備、⑤散在する統計図書の検索システムの整備、⑥統計における民間経営方式の導入、⑦IT化の推進、⑧国際協力の在り方等について、統計委員会で議論していただきたい。また、議論の際には、海外の実態を把握することが重要。
- 説明に対する主な質疑応答は以下のとおり。
  - ・ 統計専門家の育成にはどのような手段が有効と考えるか。
    - 欧米で話を聞くとフランスのように国立の学校が設けられているのが良いという声が多い。また、オーストラリアで実施されている大学生への奨学金給付等が参考になる。
  - ・ 統計専門家が少ないというときの専門家とは何か。
    - 統計理論の分かる人。統計従事者とは異なり、数学ができないといけない。

- ・ 統計体系は、人口とか文化とか分野ごとには作成できるが、全体を網羅する体系の作成は困難。国連をはじめ世界各国が共通に使っているのは、統計年鑑等で採用している分野別の統計の枠組みである。この分野別を基点として、検討してゆくのが实际的であり、効率的である。
- ・ 統計委員会でも分野を基本として検討する方向。
  - 一つの原理で統計体系を作成することは不可能。静態統計体系（自然・環境統計等）、動態統計体系（人口統計、社会統計等）、指標統計体系（国民所得、I-O表等）などの分野ごとに作成するのも一つの考え。いずれにしても、統計体系の作成には、統計学者が案を出し合っ、て、討論が必要。
- ・ 欧米で示されているという「統計原則」とは何か。
  - 国連統計委員会で採択された「官庁統計の基本原則」を基に、EUやイギリス、ドイツ等で定められているもの。統計の中立性等について規定。
  - 新統計法に採択されている。
- ・ 行政記録情報の利用については、諸外国に比べ、日本では国民の拒否感が強いのではないか。
  - 欧米では、以前オランダで起きた人口センサスに対する大規模な調査拒否を契機に、登録データの利用が進んだところ。
- ・ 欧米に存在する統計の「User Group」とは何か。
  - オーストラリアでは、州ごとに、学者や地域代表等により統計の「User Group」が構成されており、新たな統計調査を実施する場合は、同グループから意見聴取することが必要。

### 議題3：基幹統計の考え方について

総務省政策統括官室から、資料3に基づき基幹統計の考え方について説明。

- その概要は以下の通り。
  - ・ 新統計法では、行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計として、国勢統計、国民経済計算の他、総務大臣が指定するものとして、政策遂行、民間利用、国際比較の3要件に該当する統計が基幹統計となることが法定されている。
  - ・ 指定された基幹統計について、正確性、効率性といった品質等も要求される。
  - ・ 基幹統計は、統計調査によって作成されるもの、統計調査以外の方法（業務統計、加工統計）によって作成されるものがあり、統計調査と統計調査以外の方法とが混在することもあり得る。
  - ・ 基幹統計の作成を目的とする統計調査が基幹統計調査となり、複数の基幹統計調査から一つの基幹統計が作成されることもあり得る。
  - ・ 基幹統計の指定、基幹統計調査の承認という2つの行政行為があるが、実務の流れとしては、指定したままで調査が行われれないという空振り状態を避けるためには、指定及び承認は同時に統計委員会に対して諮問することが原則。
- 説明に対する主な質疑応答は以下のとおり。
  - ・ 資料3「基幹統計を巡る論点メモ」は、第2及び第3WGが基幹統計を検討する際の暫定ガイドラインになるものと認識。その要点は以下の3点と考える。
    - － 既存の指定統計の中からしか基幹統計を指定できないとするのではなく、体制整備の観点から将来的に整備していくべき基幹統計は何かという議論と、基幹統計として即指定すべきものは何かという議論の両方を行う必要がある。
    - － 基幹統計と基幹統計調査の対応関係は1対1のみではなく、1対複数もあり得、その選択は、メリット等を勘案して決める。

- ー 基幹統計が、統計調査と行政記録情報との混在により作成されても可。
- ・ 基本計画に位置付けないと、基幹統計として指定され得ないのか。
  - 基本的にはその理解。ただし計画策定後の状況の変化に対応する必要がある。
- ・ 調査統計と加工統計及び業務統計を区分して議論する必要があるのか。
  - 新統計法上、調査統計と加工統計及び業務統計は別の規定がされており、区分して考えることが必要。

#### 議題4：その他

- ・ 4月下旬の統計リソースの議論の際には、諸外国のリソースの状況（国全体に占める統計予算や人員の割合等）について、資料を用意していただきたい。

次回は、3月7日（金）14時から総務省第二庁舎で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>